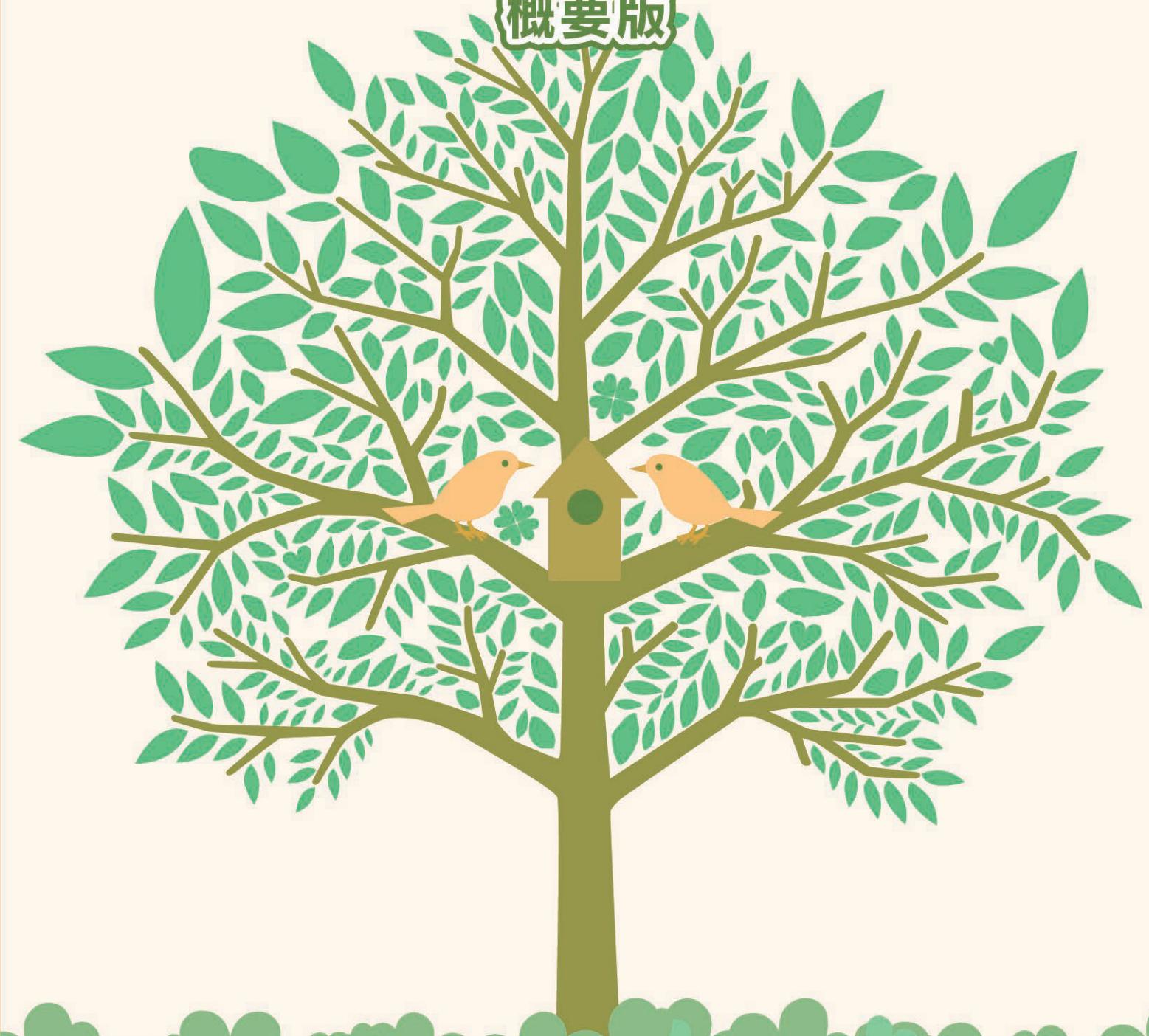


第1次
綾町男女共同参画基本計画

概要版



平成 29 年度～平成 38 年度
(2017 年度～2026 年度)

綾町

計画の目的

現在、さまざまな社会変化の中で、男女が共に責任を担い、積極的に参画することができる環境を構築することが求められています。

しかし、綾町では、これまでにも潜在的に男女共同参画への取り組みは行われてきましたが、「男は仕事、女は家庭」というような従来の固定的な役割分担意識が依然として残っています。

この現状から脱却するために、国の第4次男女共同参画基本計画、男女共同参画に関する町民意識調査などを踏まえ、第七次綾町総合長期計画の個別の計画として、「第1次綾町男女共同参画基本計画」を策定するものです。

基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することにより、誰もが安心していきいきと暮らせる心豊かな社会の実現を目指します。

基本目標

- I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- II あらゆる分野における男女共同参画推進
- III 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり

男女共同参画社会基本法とは？

男女共同参画社会の形成を推進するうえで、法的根拠となる法律です。前文で、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において男女共同参画の形成の促進に関する施策の推進を図ることが明確に記されています。

計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、本町の男女共同参画推進のための総合的な計画です。この計画の「基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同推進」は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村基本計画」に相当します。また、「基本目標Ⅲ 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり」の「施策の方向4 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶と被害者への支援(綾町DV防止基本計画)」は、DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に相当します。

女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)とは？

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めた法律です。

DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)とは？

配偶者からの暴力にかかる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の禁止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

計画の期間

計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とし、5年後の平成33年度に見直すものとします。

施策の体系

基本目標

基本目標 I

男女共同参画社会の実現 に向けた基盤の整備

固定的性別役割分担意識がない、男女問わず誰もが能力を発揮できる社会

基本目標 II

あらゆる分野における 男女共同参画推進

男女が家事・育児・介護等について助け合いながら、ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ、あらゆる分野において活躍できる社会

基本目標 III

男女がともに安全安心に 暮らせるまちづくり

男女が安全安心に暮らせる社会

施策の方向

I-1 男女共同参画の理解の推進

- 1) 男女共同参画の意識啓発
- 2) 男女共同参画に関する情報提供の充実
- 3) 国際理解・協力の推進

I-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- 1) 学校教育における男女平等・男女共同参画意識の醸成
- 2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援
- 3) 地域における男女共同参画に関する学習の推進

I-3 人権の尊重

- 1) 人権を尊重する意識の醸成
- 2) 人権相談窓口の活用促進

II-1 男性にとっての男女共同参画の推進

- 1) 男女共同参画に対する男性の理解の促進
- 2) 男女共同の家事・育児・介護推進のための環境整備

II-2 政策・方針決定過程への女性参画拡大

- 1) 行政分野における女性の参画拡大
- 2) 職場や地域活動等における女性の参画拡大

II-3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

- 1) ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発
- 2) 子育て支援施策の充実
- 3) 多様な生き方・働き方をするための支援の充実

III-1 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

- 1) 防災施策への男女共同参画の視点導入
- 2) 防災の活動における女性の参画拡大

III-2 生涯にわたる健康づくり支援

- 1) さまざまな世代への健康管理支援
- 2) 一人ひとりにあった健康づくりの推進

III-3 支援を必要とする男女が安心して暮らせる環境づくり

- 1) ひとり親家庭が安心して暮らせる環境づくり
- 2) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり
- 3) 障がい者等が安心して暮らせる環境づくり

III-4 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶と被害者への支援 (綾町DV防止基本計画)

- 1) 配偶者に対する暴力を根絶するための基盤づくり
- 2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援等の推進
- 3) 職場等におけるハラスメント防止の推進

施策目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

1. 男女共同参画の理解の推進

主な取組

- 男女共同参画についての正しい理解を深められるよう、広報誌やホームページの活用により町民の皆さんに分かりやすく伝えます。
- ホームページ、印刷物等の多言語化により各種施設や制度を利用する外国人の利便性を図ります。

2. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

主な取組

- 人権教育の実施や日頃の教育活動を通して、男女平等を重点課題とした人権教育を計画的に実施します。
- 働く親が行事に参加しやすいよう、幼稚園・保育所の発表会や小学校・中学校の運動会等について土曜日・日曜日の開催を推進し、家庭教育支援を行います。
- 保育所や幼稚園、小学校、中学校の各種行事への参加や自治公民館活動、子ども会活動を通して、世代間交流（三世代ふれあい事業）を推進します。

3. 人権の尊重

主な取組

- 人権に関する各種情報について、広報誌やポスター・リーフレット等で広く周知・啓発を図ります。
- 定期的に人権相談窓口を開設するとともに、窓口の活用について広く周知します。

町民の皆さん

- 家庭の中で性別による役割分担がされていないか話し合い、見直してみましょう。
- セミナーや講座等に積極的に参加して、情報や知識を多くの人と共有してみましょう。
- 無意識のうちに性別、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等に対して偏見を持ったり、差別をしたりしていないか、心の中を見つめてみましょう。

図表1 社会全体の男女の平等感（県・全国比較）



基本目標II あらゆる分野における男女共同参画推進

1. 男性にとっての男女共同参画の推進

主な取組

- 開催日時に配慮した男性向けのセミナーの充実を図るように努め、幅広く周知を行います。
- 男性中心型労働慣行の見直しのため、事業所に対し労働時間の短縮や休暇のとりやすい環境の整備等、働き方の見直しについて啓発を図ります。
- 「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の周知を図り、育児・介護休暇の取得推進及び取得者へのハラスメント防止の啓発に努めます。

2. 施策・方針決定過程への女性の参画拡大

主な取組

- 特定事業主行動計画に基づき、女性管理職の登用推進等、女性職員の活躍を推進するための環境整備を図ります。
- 女性の活躍推進に関する情報の提供やセミナー等を開催し、女性管理職の登用を推進します。

3. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

主な取組

- 女性の職業観・労働觀形成やキャリアアップのための学習機会の提供に努めます。
- 相談支援体制や妊娠出産包括支援事業などの子育て支援サービスの充実を推進します。
- 創業意欲のある女性に対して、支援機関や関係団体等と連携しながら、多様な創業支援を行います。

町民の皆さん

- 働く女性が安心して仕事に取り組めるよう、家事等を分担し、家族で支援しましょう。
- 長時間労働緩和のために自ら改善できることはないか考えてみましょう。
- 自治公民館活動や地域の観光・文化等に興味を持ち、行事や講座等に積極的に参加してみましょう。

事業所の皆さん

- ワーク・ライフ・バランスについて従業員と意見交換をしてみましょう。
- 多様な働き方を実現するための社内制度や体制づくりについて検討してみましょう。
- 長時間労働ありきの社内体制の見直しを図りましょう。
- 男性が育児・介護休暇を取得しやすい環境を作るため、社員の理解促進に努めましょう。

地域活動団体の皆さん

- 団体活動において、男女の視点が反映されているか見直してみましょう。

基本目標Ⅲ 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり

1. 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

主な取組

- 男女共同参画の視点に立った地域防災計画の見直しを行うとともに、女性の自主防災組織への参加や、災害時の避難所運営管理への参画を推進します。
- 町や自治公民館、自主防災組織において実施される災害対応講座や訓練について、女性の参加を積極的に推進します。

2. 生涯にわたる健康づくり支援

主な取組

- 健康を見直し改善する機会として、特定健診・フレッシュ健診・消防団健診などを実施し、事後指導・相談を実施することにより、町民の健康管理の支援をします。

3. 支援を必要とする男女が安心して暮らせる環境づくり

主な取組

- 福祉的支援による母子父子寡婦福祉資金の活用や就学支援等、ひとり親家庭や低所得者に対する支援制度について広く周知します。
- 広報誌や啓発活動、消費生活センターによる活動の周知により、高齢者被害の未然防止・拡大防止に向けた啓発を図ります。

4. 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶と被害者への支援(綾町DV防止基本計画)

主な取組

- 国や県が設置している相談窓口について、広報誌やホームページ等でお知らせするとともに、利用者の多い各施設にチラシ等を設置して周知徹底を図ります。
- ハラスメント防止のため、適切な対応を図るほか、研修・会議などを通じて周知を図ります。
- 被害者のそれぞれの状況に応じた迅速で安全な保護体制を強化するとともに、自立に必要な情報提供及び助言等による支援を推進します。

町民の皆さん

- 地域防災に関心を持ち、地域防災活動に積極的に参加してみましょう。
- 自分の健康に関心を持ち、健診や健康講座を積極的に活用しましょう。
- 地域のスポーツ活動やイベントに参加してみましょう。
- DV等の暴力が重大な人権侵害であるとの認識を持ち、絶対に許さないという姿勢を示しましょう。
- 身近な人が被害にあったときは、警察や関係機関等に相談するよう勧めましょう。

男女共同参画チェックシート

あなたの男女共同参画度をチェックしてみましょう

あなたの考えとあてはまる記号を左の枠内に記入してください。
(○=そう思う、×=そうは思わない、△=どちらともいえない)

生活編

- ①男性（父、夫、息子など）は、家事や育児をする必要はないと思う。
- ②老親の介護は妻または娘がやるものだと思う。
- ③女性（妻、母など）が家事、育児に追われ、自由な時間がどれなくなつても、しかたがないと思う。
- ④女性（妻、母など）が外出するときは、家族の食事の準備をしてから出かけるべきだと思う。
- ⑤家庭内の重要な事項の決断は、男性（夫、父など）がすべきだと思う。
- ⑥結婚相手としては、女性よりも男性の方が高学歴・高収入の方が良いと思う。
- ⑦配偶者に、殴る、蹴るといった身体的暴力をふるうこと、時には必要だ。
- ⑧夫（妻）が妻（夫）の話を無視し続けたり、侮辱的・差別的発言したりするのは、暴力ではない。
- ⑨自治公民館活動などの地域の行事に参加するのは、女性（妻、母など）の方が良い。
- ⑩地域の集まりで男性が会のまとめ役をし、女性がお茶出しや後片付けなどをすることは特におかしいことではない。

仕事編

- ①職場でお茶出しや掃除を女性だけが行うことを特におかしいとは思わない。
- ②女性は、結婚したら家庭に入り、家事や育児をすべきだと思う。
- ③共働きの家庭で、妻ではなく夫が育児休業をとるのはおかしいと思う。
- ④親の介護が必要になれば、夫より妻が仕事を休むほうが良い。
- ⑤コピーや計算などの定型的な事務は、女性に向いている。
- ⑥男性と女性で、配置や教育訓練課程が異なるのは仕方がない。
- ⑦女性は管理職には向いていないと思う。
- ⑧性的な話題もコミュニケーションの手段の一つであり、職場でも、時には必要だと思う。
- ⑨男性が残業や休日出勤などで長時間働くことは、やむを得ない。
- ⑩男性は、「家庭第一主義」よりも「仕事中心主義」の方が望ましいと思う。

※記入し終わったら ○→0点 △→1点 ×→2点で採点してみましょう。

生活編

15点～ 20点	あなたは、性別にとらわれず、個性と能力を尊重する、自由な考え方ができる人です。家庭では、家事・育児・介護を家族で分担し、地域でも近所の人と仲良くおつきあい。周囲の人にもあなたの考えをぜひ広めてください。
6点～ 14点	あなたは、従来からの固定的な考え方と多様な考え方との間で揺れ動いていませんか？もっと柔軟な考え方ができるようになれば、家族や地域のみんなときっと今以上に仲良くなることでしょう。
0点～ 5点	あなたは「男は仕事、女は家庭」などの従来からの固定的な考え方方にとらわれているようです。もっと多様な考え方を受け入れてみませんか？

仕事編

15点～ 20点	あなたは、性別にとらわれず、個性と能力を尊重する、自由な考え方ができる人です。女性とも男性とも仕事がしやすいため、スイスイ仕事が片付いているのでは？仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現も夢ではありません。
6点～ 14点	あなたは、従来からの固定的な考え方と多様な考え方との間で揺れ動いていませんか？もっと柔軟な考え方ができるようになれば、職場でも一皮むけて、今以上に仕事がイキイキできるようになることでしょう。
0点～ 5点	あなたは「男性は重要な業務、女性は補助的な業務」などの従来からの固定的な考え方方にとらわれているようです。性別だけでなく、その人個人の能力を尊重するように努めてみませんか？

暴力を許さない

暴力は性別や間柄を問わず、決して許されることではありません。特にドメスティック・バイオレンス（DV）は家庭内で行われることが多く、外部からはその発見が難しいため、潜在化して、被害が深刻化しやすい傾向にあります。

また、「これは暴力なんだ」という自覚がなかったり、「暴力を振るうのはある程度仕方がない」といった根強い意識があるなど、個人の問題として片づけられない社会的問題も大きく関係しています。

こんなことはDVです！！

身体的暴力	<ul style="list-style-type: none">手で殴ったり、足で蹴ったりする身体を傷つける可能性のある物で殴る刃物などを体に突きつける髪を引っ張る物を投げつける	精神的暴力	<ul style="list-style-type: none">大声でどなったり、おどしたりする「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」などと言う交友関係や電話を細かくチェックする何を言っても無視して口をきかない
経済的暴力	<ul style="list-style-type: none">生活費を渡さないお金の使い道を細かくチェックされる「外で働くな」と言ったり、仕事を辞めさせたりする	性的暴力	<ul style="list-style-type: none">性的行為を強要される見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる中絶を強要する避妊に協力しない

相談窓口

	相談機関	電話番号	相談日時
DVに関する相談	宮崎県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	0985 (22) 3858	月～金 (9:00～20:30) 土・日 (9:00～15:00) ※祝日・年末年始は除く
	宮崎県警察本部警察安全相談室	0985 (26) 9110 0985 (29) 2525	月～金 (8:30～17:45) ※緊急の場合は、上記時間外でも対応可
セクシャルハラスメントに関する相談	宮崎労働局雇用均等室	0985 (38) 8827	月～金 (8:30～17:15) ※祝日・年末年始は除く
女性のチャレンジに関する相談	女性のチャレンジに関する相談窓口	0958 (29) 8544	月～金 (9:00～17:00) ※祝日・年末年始は除く
男女共同参画に関する総合相談	宮崎県男女共同参画センター	0985 (32) 7591	月～金 (9:00～17:30) 土 (9:00～17:00) ※日祝日・年末年始は除く
	相談・面接専用電話 ※毎週水曜日は「男性相談日」、木曜日は「子育て相談日」となっています。 (水・木曜日は上記以外の相談も受け付けています。)	0985 (60) 1822	<電話相談> 月～金 (9:00～17:00) 土 (9:00～16:30) ※祝日・年末年始は除く <面接相談(要予約)> 月～金 (9:00～17:00) 土 (9:00～16:30) ※祝日・年末年始は除く
	専門相談 (女性の弁護士と臨床心理士が応じます)		法律相談(面談のみ) 毎月 第3火曜日(要予約) 14:00～16:00 こころと生き方相談(面接のみ) 偶数月 第4火曜日(要予約) 14:00～16:00